## 13 県たばこ税

(単位:千本,千円)

				(	13 113/
月	別	売渡しの合計本数	課税免除及び 返還控除本数	調定	額
3	月	343,351 0	2,246 (0)		503,689
4	月	321,964 (25)	2,392 (0)		471,678 (11)
5	月	347,804 0	2,468 (0)		509,815 (0)
6	月	336,930 0	1,564 0		494,798 0
7	月	346,899 (0)	2,922 (0)		507,735 (0)
8	月	360,312 0	3,082 (0)		527,087 0
9	月	328,147 (0)	1,138 (0)		482,303 (0)
10	月	347,096 (0)	1,593 (0)		509,576 (0)
11	月	327,071 (0)	1,552 (0)		480,163 0
12	月	349,507 (0)	2,155 (0)		512,900 (0)
1	月	298,113 0	554 0		438,968 0
2	月	295,013 (0)	1,335 (0)		432,953 (0)
合	計	4,002,208 (25)	23,001 (0)	Ę	5,871,662 (11)

- (注) 1 この調は、当年度において課税したものについて作成した。
  - 2 「月別」は、申告書に記載された売渡月の区分である。
  - 3 平成22年10月1日の税率改正に伴い、たばこ販売業者の手持ちたばこ分を対象として、税率の 差分を申告納付させるいわゆる「手持品課税」が実施された。なお、( )内の数字は、上段のうち 手持品課税にかかる数字である。